# 東日本大震災における原子力発電所の事故による居住困難区域内家屋の 代替家屋を取得した方へ

≪被災代替家屋に対する固定資産税の特例措置≫

## 1 概要

居住困難区域内家屋の所有者が、当該家屋に代わる家屋を、居住困難区域設定指示が解除される旨の公示があった日から起算して3月(同日後に新築されたものであるときは、1年)を経過するまでの間に取得した場合において、代替家屋に係る税額のうち居住困難区域内家屋の床面積相当分について、取得後4年度分は2分の1、その後2年度分は3分の1に相当する税額を減額します。

#### 2 特例対象家屋

- (1) 平成23年3月11日(居住困難区域設定指示が行われた日)から当該居住困難区域設定指示を解除される旨の公示があった日から起算して3月(同日後に新築されたものであるとき 1年)を経過するまでの間に取得し、当該居住困難区域内家屋に代わるものとして市長が認めるものであること。
- (2)代替家屋は、原則として居住困難区域内家屋と種類、使用目的又は用途が同一のものであること。

## 3 特例対象者

- (1) 平成23年3月11日(居住困難区域設定指示が行われた日)における所有者 (当該家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。)
- (2) (1) の者について相続があったときにおけるその者の相続人
- (3) 特例適用家屋に(1)と同居するその者の三親等内の親族
- (4) (1) が法人の場合、合併法人又は分割承継法人

#### 4 減額の計算方法

- ※代替家屋の床面積に対する被災家屋の床面積の割合が、1を超える場合は1 となります。
- ※最初の4年度分2分の1、その後2年度分3分の1となります。
- ※新築住宅特例等の適用がある場合は適用後の税額に適用となります。

#### 5 申告書等の提出書類

- (1) 東日本大震災における原子力発電所の事故による居住困難区域の土地又は家屋の 代替土地又は家屋に係る固定資産税等の特例適用申告書
  - → (様式第6号)
- (2) 居住困難区域を指定する旨の告示があった日において、居住区域内に所有していた旨を示す書類(不動産登記事項証明書等)又は、所有していた旨を約する書類(様式第7号)
- (3) 平成23年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録されていた旨を証する 書類
  - → (平成 23 年度固定資産税課税台帳登録(記載)事項証明書等)
- (4) 居住困難区域内家屋に代わるものとして特例の適用を受けようとする家屋の詳細 を明らかにする書類
  - → (不動産登記事項証明書、売買契約書、建築確認申請書等)
- (5) 納税義務者が相続人等である場合は、所有者との関係を示すもの
  - → (戸籍謄本等)
- (6) 合併法人又は分割承継法人の場合は、旧法人との関係を示すもの
  - → (法人の登記事項証明書)
- ※ 上記添付書類は写しでも可

## 6 問い合わせ先

久喜市役所資産税課